

大阪府青少年健全育成審議会規則

	昭和59年4月27日	大阪府規則	第44号
一部改正	昭和60年3月27日	大阪府規則	第11号
一部改正	昭和60年12月23日	大阪府規則	第73号
一部改正	昭和62年10月28日	大阪府規則	第60号
一部改正	昭和63年3月25日	大阪府規則	第11号
一部改正	平成4年1月13日	大阪府規則	第1号
一部改正	平成4年3月13日	大阪府規則	第8号
一部改正	平成4年3月24日	大阪府規則	第11号
一部改正	平成11年3月26日	大阪府規則	第11号
一部改正	平成12年5月16日	大阪府規則	第221号
一部改正	平成12年6月9日	大阪府規則	第235号
一部改正	平成17年11月11日	大阪府規則	第166号
一部改正	平成18年3月28日	大阪府規則	第23号
一部改正	平成19年3月22日	大阪府規則	第14号
一部改正	平成20年7月31日	大阪府規則	第71号
一部改正	平成21年2月23日	大阪府規則	第4号
一部改正	平成21年3月30日	大阪府規則	第10号
一部改正	平成21年8月10日	大阪府規則	第69号
一部改正	平成22年12月28日	大阪府規則	第71号
一部改正	平成23年3月22日	大阪府規則	第8号
一部改正	平成24年3月29日	大阪府規則	第34号
一部改正	平成28年3月30日	大阪府規則	第45号
一部改正	平成30年6月8日	大阪府規則	第77号
一部改正	令和4年3月30日	大阪府規則	第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）第6条の規定に基づき、大阪府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数を知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者 12人以内
- (2) 大阪府議会議員 4人以内
- (3) 関係業界の代表者 5人以内
- (4) 青少年関係団体の代表者 5人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

(1) 大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による指定、同条第2項第3号の規定による指定及びその取消し、同条第3項の規定による指定の取消し並びに条例第22条の規定による命令に関する事項 第1部会

(2) 条例第16条第1項の規定による指定に関する事項 第2部会

(3) 条例第29条第1項の規定による命令に関する事項 第3部会

(4) 条例第44条第1項に規定する子どもの性的虐待の記録に係る事項並びに第46条に規定する情報の周知の内容及び周知方法に関する事項 第4部会

2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会に属する委員等は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の会議について準用する。

8 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に審議

の結果を報告しなければならない。

(報酬)

第7条 委員等の報酬の額は、日額9,800円とする。

(費用弁償)

第8条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

(大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則の一部改正)

2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和54年大阪府規則第38号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（昭和60年3月27日大阪府規則第11号）抄
(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月23日大阪府規則第73号）抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月28日大阪府規則第60号）抄
この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日大阪府規則第11号）抄
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年1月13日大阪府規則第1号）抄
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月13日大阪府規則第8号）
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日大阪府規則第11号）
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日大阪府規則第11号）
(施行期日)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月16日大阪府規則第221号）
この規則は、平成12年6月12日から施行する。

附 則（平成12年 6 月 9 日大阪府規則第235号）
この規則は、平成12年 6 月12日から施行する。

附 則（平成17年11月11日大阪府規則第166号）
この規則は、平成18年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日大阪府規則第23号）
この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月22日大阪府規則第14号）
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月31日大阪府規則第71号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 2 月23日大阪府規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日大阪府規則第10号）
この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 8 月10日大阪府規則第67号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日大阪府規則第71号）
この規則は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月22日大阪府規則第 8 号）
（施行期日）

- 1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は平成23年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

（委員の任期に関する特例）

- 2 第 2 条の規定の施行の日から平成24年 6 月11日までの間に改正後の大阪府青少年健全育成審議会規則第 2 条第 2 項の規定により任命される大阪府青少年健全育成審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成24年 6 月11日までとする。

附 則（平成24年 3 月29日大阪府規則第34号）
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日大阪府規則第45号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

- 6 附 則（平成30年 6 月 8 日大阪府規則第77号）
この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成30年 6 月12日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月30日大阪府規則第20号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。